

令和 7 年度予算の編成方針

財務部財政課

目 次

- 1 財政見通し
- 2 予算編成の考え方
- 3 予算編成方法
- 4 予算要求における留意事項
 - (1) 事業の効果検証・再構築について
 - (2) 副市長レビュー（秋）における協議について
 - (3) 地方創生にかかる交付金等の活用について
 - (4) 戦略計画評価レポート等の活用について
 - (5) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について
 - (6) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について
 - (7) デジタル・スマートシティの推進について
 - (8) カーボンニュートラルの推進について
 - (9) 適正な人員配置について
 - (10) 民間活力の導入について
 - (11) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について
 - (12) 補助金・負担金の適正化について
 - ア 補助金及び交付金
 - イ 負担金
 - (13) 公共施設の管理運営について
 - ア 公共施設等の計画、更新・改修等
 - イ 施設修繕等
 - (14) 使用料及び手数料等の適正化について
 - (15) 公共事業について
 - (16) 一括発注について
 - (17) 基金の活用について

令和 7 年度予算の編成方針

令和 6 年度は、景気が緩やかに回復する一方、物価上昇が賃金上昇を上回っており、物価高騰による市民生活への影響が続いている。そのような中、地方創生に対する取り組みの着実な推進、充実・強化を目指し、市民や地域、企業も含めたオール浜松で「元気なまち・浜松」を実現していくため、戦略計画 2024 の基本方針における重点化施策に資する事業に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる令和 7 年度は、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、今後 10 年間の市政運営の方向性を示す新たな基本計画の始期となる。次期基本計画におけるまちづくりの基本理念や、各分野の取組の方向性に基づき、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

こうしたことから、令和 7 年度の予算編成は、各政策・事業の効果検証と再構築を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、適正な債務管理と必要な投資を両立した中長期的な視点に基づくしなやかな財政運営を行い、人口減少・少子化対策、地域活性化、脱炭素化など、持続可能な社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進していく。

1 財政見通し

我が国経済は、このところ足踏みもみられるが、緩やかな回復が続いている。今後についても、33年ぶりとなる高水準の賃上げや好調な企業収益、また、定額減税を始めとする各種政策効果に支えられ、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるものの、民間需要主導の緩やかな回復が続くと見込まれる。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、少子高齢化や保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大などにより、財政の硬直化は大きな課題となっている。

また、小・中学校を始めとした教育施設や文化・スポーツ施設等の大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理、豪雨災害への対応に加え、原油価格・物価高騰による内部管理経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営となることが予想される。

2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、令和 7 年度は、総合計画のうち新たな基本計画に定める基本政策、政策に基づき、必要な施策について積極的に取り組むものとする。

あわせて、将来に向けた規律ある財政を堅持していくため、デジタル田園都市国家構想交付金など国県補助負担金等の十分な活用はもとより、クラウドファンディング、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）等、新たな資金調達の手法の積極的な活用により一層の歳入確保を徹底するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、より効果の高い事業への再構築によりメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、人口減少・少子化や地域活性化、脱炭素化などの社会課題の解決に向けた施策や地域の多様なニーズに的確に対応するとともに、「戦略計画評価レポート」、「政策・事業シート」及び「事業確認シート」の活用により、政策効果の評価・見える化や事業の再構築を徹底する。

3 予算編成方法

令和 7 年度は、引き続き全件査定を実施する。各部局の要求にあたっては、すべての事業について効果検証及び再構築を徹底するものとする。

各部局においては「2 予算編成の考え方」を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

なお、新たな資金調達により捻出された財源については、財源確保努力を最大限考慮する。

4 予算要求における留意事項

令和7年度の予算要求は、総合計画基本計画や現在策定中の公共施設等総合管理計画、中期財政計画等、市の方針を示した各計画の趣旨に沿うとともに、過去の予算編成における課題事項への対応のほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて行うこと。

(1) 事業の効果検証・再構築について

財政規律堅持のため、すべての事業について客観的な証拠に基づく効果検証により事業の要否を判断するとともに、効果的な手法の検討や事業の再構築を徹底すること。

なお、既存事業の再構築や効率化により捻出された財源については、捻出した部局の新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

(2) 副市長レビュー（秋）における協議について

サマーレビュー終了後、令和7年度予算編成等に当たり、法改正に伴う対応や突発的な状況の変化など、新たな政策判断が必要となった案件については、副市長レビュー（秋）において協議を行うこと。

(3) 地方創生にかかる交付金の活用について

まち・ひと・しごとの創生に資する新規・拡充事業は、事前に活用を希望した事業を含め、全てデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の対象となりうるため、交付金の活用を前提とした事業立案とすること。

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）は、施設整備に対する財源措置であり、市単独の施設整備を計画する場合には必ず活用を検討すること。

(4) 戦略計画 2023 評価レポート等の活用について

戦略計画 2023 評価レポート及び政策・事業シートにおける評価結果を踏まえ、事業の再構築を検討すること。

(5) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について

すべての事業の必要性・効果の検証においては、各種統計や RESAS など客観的なデータを活用した分析を徹底し、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

また、事業の目的、手段、事業実施により得られる成果や効果の間の論理的関係（ロジック）を明確にした上で、予算要求を行うこと。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について

2030 年に期限を迎える SDGs の達成に向け、SDGs のゴール・ターゲットを念頭に、所管事業における SDGs につながる取り組みについて予算要求を行うこと。

(7) デジタル・スマートシティの推進について

デジタルを活用し市民サービスや自治体の生産性の向上を図るため、「デジタルを活用したまちづくり推進条例」や同条例に基づく「浜松市デジタル・スマートシティ構想」、「浜松市 DX 推進計画」並びに「浜松版 MaaS 構想」やデジタル・スマートシティ推進本部会議の議論を踏まえ、予算要求を行うこと。

また、「浜松市デジタル・マーケティング戦略」を踏まえ、デジタル・スマートシティ推進課の相談支援制度に基づく調整を行うとともに、対象者の行動変容に繋がる最適な情報伝達手段を検討し、予算要求を行うこと。

(8) カーボンニュートラルの推進について

2050 年カーボンニュートラルの実現及び 2030 年度目標（市域の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 52%削減）の達成に向けて、各所管課は市が先導的役割を果たすという認識を持ち、「カーボンニュートラル推進方針」及び「市有施設の脱炭素化方針」に基づいた効果的な事業計画を立案し、予算要求を行うこと。

なお、予算要求に際しては、事前にカーボンニュートラル推進事業本部と調整を行うこと。

また、令和 5 年度から共同発行によるグリーンボンド債に参画しているため、投資的経費に対する財源として活用を検討すること。

(9) 適正な人員配置について

予算要求においては、定員適正化計画及び区の再編に伴う計画的な人員配置との整合性を勘案し、事業量に対する人的資源の配分についても十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含め、事業の効果検証と再構築を徹底すること。

(10) 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、PFS（成果連動型民間委託契約方式）等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「浜松市官民連携地域プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」等の積極的な活用を図ること。

(11) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、商業広告、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。

企業版ふるさと納税は、制度の認知度向上や地方への関心の高まり等により、全国的に件数・金額とも大幅に増加しており、寄附獲得に向けた絶好の機会であることから、企業のイメージアップに繋がる事業や共感を得られやすい事業など、活用を前提に検討し、寄附額向上に取り組むこと。特に、10 億円以上の施設整備事業については、積極的に活用を検討すること。

また、企業の CSR 活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

(12) 補助金・負担金の適正化について

ア 補助金及び交付金

「補助金ガイドライン（令和 6 年 9 月）」に基づき、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、実績を評価したうえで、行政関与の必要性や費用対効果などあらゆる観点から検討し、事業の再構築を徹底すること。

イ 負担金

「負担金ガイドライン（令和 6 年 9 月）」に基づき、行政関与の必要性や行政が負担すべき経費の内容を精査し、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行い、負担金事務の適正化を図ること。また、事業費負担金の精算義務付けや本市職員が事務・経理を行っている場合には、公金に準じた管理を徹底すること。

(13) 公共施設の管理運営について

ア 公共施設等の計画、更新・改修等

個別施設等の基本構想や基本計画、更新・大規模改修などに要する経費については、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、予算要求を行うこと。

また、「大規模事業の市長報告案件に関する基準について（令和 4 年 8 月 25 日財政課長通知）」に基づき、適正な時機での市長報告に努めること。

イ 施設修繕等

施設所管課にあっては、不具合箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。

また、定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

(14) 使用料及び手数料等の適正化について

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。

また、統一基準外の減免については、その実施効果を踏まえた見直しを図ること。

(15) 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和 6 年 6 月 19 日改正）」第 7 条の発注者等の責務に則り、年間を通じた工事量の安定化による公共工事に従事する者の処遇改善等に資する実施時期の平準化を図るため、繰越明許費又は債務負担行為の活用などの必要な措置を講じ、計画的な発注を行うこと。

また、建設業における担い手の確保・育成や、働きやすい現場環境実現のため、建設作業員の休日確保を目指し、原則として 4 週 8 休以上の発注とし、労働条件が適正に確保できる工期設定を行い、的確に予算措置を行うこと。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課から通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン（令和 7 年度版）」に留意すること。

(16) 一括発注について

類似業務について部局の内外を問わず、継続して一括発注に取り組み、事務量の軽減やスケールメリットの発現に努めること。

(17) 基金の活用について

基金について、原資の性質と設置目的を確認し、今後の財政需要の変化を中長期的な視点で見込む中で、条例の改正も含めた活用を検討すること。

また、活発な活用のない基金は、廃止、統廃合などを検討すること。